

資料2

# 指定都市要件に係る 標準仕様書の修正点（案）

令和5年3月8日

# 目次

---

1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点
2. 印鑑登録システムにおける主な意見及び修正点
3. その他主なご意見と対応

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、支援措置対象者の区間異動時に、適用中の支援措置の残存期間を引き継げることとしてほしい</li> </ul>	<p><b>区間異動時に異動元区の支援措置情報を参照できる旨を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区間異動に伴い、再度支援措置の申出は必要であるものの、各自治体の個人情報保護法等に基づき、異動元区における支援措置情報を、異動先区において参照することは妨げられないと考えられる。そのため、残存期間等の支援措置情報を参照することは許容される旨を考え方として追記。</li> </ul>	<p>3.4 支援措置  <b>【考え方・理由】</b>      (前略)      なお、10.3 (操作権限管理) において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所を非表示とすることも妨げられていない。<u>また、支援措置の申出をした者が区間異動を行った場合、異動先区において異動元区で講じていた支援措置情報を参照することは、操作権限の工夫により可能とする。</u>      (後略)</p>

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバに市区町村コード便覧を管理し、支援措置の申出書転送に係る鑑文等に活用したい</li> </ul>	<p>指定都市のみではなく全体の要件として市区町村コード便覧をサーバに保持できない規定を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人異動通知や支援措置の申出書転送に係る鑑文に活用する可能性も考えられることから、当該実装不可機能を削除する。</li> </ul>	<p>4.0.6 本籍入力補助</p> <p><del>【実装不可機能】</del>  <del>サーバに市区町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の市区町村名と所在地が印字・出力できること。</del></p> <p>【考え方・理由】    (前略)</p> <p>戸籍の附票記載事項通知は、システム上で通知することとなり、本籍地の市区町村の所在地を把握するニーズがなく、必要であれば、インターネット等で確認できるため、サーバに市区町村コード便覧を持ち、本籍地の市区町村名と所在地を印字・出力する必要はない。</p>

## 2. 印鑑登録システムにおける主な意見及び修正点

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、区間異動時に登録を抹消している指定都市はないと想定されることから、【実装必須機能】としてほしい</li> </ul>	<p><b>実装必須機能に類型変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各指定都市の条例を確認した結果、いずれの指定都市においても、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぐ運用が想定される規定があったことから、当該機能については実装必須機能に類型変更する。</li> <li>一方で、他の区に住所異動を行った際に、転出区における印鑑登録は抹消するものの、転入区における申請の手続を要することなく、転入区において転出区において登録していた印鑑を登録するという特例を設けている団体等もあったことから、「登録を抹消せず」の文言を削除することとする。</li> </ul>	<p><b>4.2.2住民記録連動抹消</b>  <b>【実装必須機能】</b>      (中略)  <b>【標準オプション機能】</b>      指定都市の区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。</p>

### 3. その他主なご意見と対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	11.1 エラー・アラート項目	【エラー番号20】 「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーではなくアラートとする、又は「照会処理」の文言を削除する。	異動処理・照会処理を行う度に支援措置責任者へ連絡し、抑止解除をする運用は、煩雑になり過ぎて大変困難であるため、エラーではなくアラートにしていきたい。	対応なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援措置情報の取扱いは慎重を期すため、支援措置対象者情報の異動入力や照会処理を行う際に、支援措置責任者の許可が必要としているもの。</li> <li>指定都市に限り当該制限を外すことは許容されない。</li> </ul>
第4章 様式・帳票要件	20.3.2 転出証明書・ 20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	—	「個人番号カードの交付の有無」を追加	カード情報の変更の案内を確実にを行うために必要	対応なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カードの交付を受けている者は、住基法 第24条の2の転入届の特例が適用されるため、転出証明書情報が通知され、カードの発行日及び有効期間の情報が転入地市町村に引き継がれることから、個人番号カードの交付を受けている者であるか否かを判別することができる。（標準化後の住民記録システムにおいては、異動者に個人番号カードの交付を受けている者がいる場合に通常の転出処理を行う場合、アラートが出る仕様となっている）</li> <li>このため、転出証明書を添えて転入届を行う者は、個人番号カードの交付を受けていない者となる。</li> <li>また、標準化対応がなされる令和8年度以降においては、個人番号カードが今以上に普及することが見込まれ、転出証明書を添えて転入届を行う者は現在よりも少なくなることが想定される。このため、転出証明書情報が通知されず、転出証明書を持参した者については、個人番号カードの交付の有無を統合端末で確認する等の対応も考えられる。</li> <li>上記の点から、転出証明書に個人番号カードの交付の有無を記載することとはしない。</li> </ul>